

# 社会福祉法人三育ライフ

## 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三育ライフ（以下「三育ライフ」という。）の定款第8条、定款21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (意義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第17条、18条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

### (報酬の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 常勤役員に対しては、報酬、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給し、金額は次のとおりとする。ただし、本会の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬、地域手当は、別表第2に定める1人当たりの月額範囲とする。
- (2) 期末手当の額は、別表第2に定める年額範囲とする。
- (3) 通勤手当の額は、職員旅費規定による。
- (4) 退職金の支給について以下の通り支給することができる。

勤続年数 × 10,000 円（税別）

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会当本会議業務への出席の都度、別表第3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

### (報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は、源泉徴収税額（月額 乙）を控除し、月末に現金支給、又は 本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は、実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

付則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和元年6月1日より施行する。

この規程は、令和3年7月1日より施行する。

この規程は、令和5年7月1日より施行する。

別表1 評議員の報酬(1人当たり)

役職	報酬日額	年額総額	年間総額(合計)
評議員	税別 10,000 円	税別 50,000 円 以下	税別 400,000 円以下

別表2 常勤役員の報酬(1人当たり)

役職	日数	報酬月額	期末手当年額	年間総額
役員	週1日程度	税込 80,000 円以下	税込 200,000 円以下	税込 1,200,000 円以下
	週2日程度	税込 160,000 円以下	税込 400,000 円以下	税込 2,400,000 円以下
	週5日程度	税込 240,000 円以下	税込 960,000 円以下	税込 4,000,000 円以下

別表3 非常勤役員の報酬(1人当たり)

役職	報酬日額	年度総額	年間総額(合計)
理事長	税別 15,000 円(理事会)	税別 150,000 円 以下	税別 300,000 円以下
	税別 10,000 円(その他)	税別 150,000 円 以下	
理事	税別 10,000 円	税別 100,000 円 以下	税別 500,000 円以下
監事	税別 10,000 円	税別 100,000 円 以下	税別 200,000 円以下

※ 「役員」は理事、監事を示す

※ 別表2に該当する役員は別表3の報酬はない。